

## 西宮市立運動施設の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立運動施設について、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

位 置	名 称
西宮市河原町1番16号	西宮市立中央体育館
西宮市神祇官町2番6号	西宮市立中央体育館分館
西宮市山口町阪神流通センター1丁目5番地1	西宮市立流通東体育館
西宮市樋之池町11番33号	西宮市立北夙川体育館
西宮市東山台5丁目10番地1	西宮市立塩瀬体育館
西宮市河原町2番	西宮市立陸上競技場
西宮市河原町2番	西宮市立中央多目的グラウンド
西宮市山口町船坂1958番地11	西宮市立山口町船坂多目的グラウンド
西宮市中屋町8番	西宮市立中央テニスコート
西宮市山口町阪神流通センター3丁目1番地1	西宮市立流通東テニスコート
西宮市樋之池町11番	西宮市立樋之池テニスコート
西宮市東山台5丁目1番地	西宮市立塩瀬テニスコート
西宮市神祇官町2番	西宮市立中央体育館分館野球場
西宮市山口町阪神流通センター1丁目8番地	西宮市立流通東野球場
西宮市塩瀬町名塩高座4441番地	西宮市立高座山野球場
西宮市樋之池町11番	西宮市立樋之池プール

### 2 指定管理者として指定した団体

西宮市河原町1番24号

公益財団法人 西宮スポーツセンター

理事長 柳 本 晶 一

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 運動施設（駐車場を除く。）の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する業務
- (2) 運動施設（駐車場を除く。）の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 駐車場の使用料の徴収、減免に関する業務
- (4) 運動施設の使用の制限に関する業務
- (5) 運動施設及び設備の維持管理業務
- (6) その他運動施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

### 4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで